

鎌倉市障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領

(目的)

第1条 鎌倉市障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領（以下「対応要領」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、法第7条に規定する事項に関し、鎌倉市職員（以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この対応要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害をいう。
- (2) 障害者 障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (3) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項及び同条第3項第3号に規定される職の者をいう。
- (4) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (5) 合理的配慮 障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した負担又は過度の負担を課さないものをいう。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第3条 職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意する。

(合理的配慮の提供)

第4条 職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮の提供をしなければならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意する。

(管理監督者の責務)

第5条 職員のうち、課長相当職以上の職位にある者（以下「管理監督者」という。）

は、第3条及び第4条に規定する事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 日常の職務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その管理監督の対象となる職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- (2) 障害者及びその家族その他の関係者から不当な差別的取扱い又は合理的配慮の提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合において、その管理監督の対象となる職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 管理監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(懲戒処分等)

第6条 職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、又は、過重な負担がないにも関わらず合理的配慮の不提供をした場合、その態様等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

(相談体制)

第7条 職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族その他の関係者からの相談等については、次に掲げる課において対応するものとする。

- (1) 相談等の対象となる職員が所属する課等
- (2) 職員課
- (3) 障害福祉課

(情報共有)

第8条 前条に規定された相談等については、相談者のプライバシーに配慮しつつ、関係課間で連携して、情報共有する。

(職員研修・啓発)

第9条 市長は、職員に対して障害特性理解や障害者への適切な対応等を目的とした研修・啓発を行うため、あらかじめ研修計画等を定めるものとする。

(その他の事項)

第10条 この対応要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

この対応要領は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この対応要領は、決裁日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

付 則

この対応要領は、平成30年4月1日から適用する。

別紙

鎌倉市障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項

第1 不当な差別的取扱いの禁止に関する留意事項

鎌倉市障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領（以下「対応要領」という。）第3条に規定する別に定める留意事項とは、正当な理由が存在しないことを前提とし、次のものをいう。

ただし、合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや合理的配慮を提供するために必要な範囲でプライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いに当たらない。

- 1 障害を理由として、鎌倉市の行政サービスや各種機会の提供を拒否してはならない。
- 2 障害を理由として、窓口対応を拒否してはならない。
- 3 障害を理由として、対応の順序を後回しにしてはならない。
- 4 障害を理由として、書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供又は情報提供等を拒否してはならない。
- 5 障害を理由として、説明会又はシンポジウム等への出席を拒否してはならない。
- 6 障害を理由として、事務又は事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、付き添い者の同行を求めるなど他の者に対して付さない条件を設定したり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒否したりしてはならない。
- 7 障害者が家族や支援者等と来訪した際、障害者本人ではなく家族や支援者等のみに話しかけるなど、障害者の権利利益を侵害してはならない。

第2 合理的配慮の提供に関する留意事項

対応要領第4条に規定する別に定める留意事項とは、市の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものであることを前提とし、次のものをいう。

なお、合理的配慮の提供に際し、職員が均衡を失した又は過度の負担に当たると判断した場合は、障害者又は必要に応じて支援者等にその理由を説明し、理解を得るよう努めることとする。

- 1 物理的環境に配慮する。具体例としては、次に示すとおり。
 - (1) 段差がある場合は、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡す、移動の支援等の補助や、スロープがある移動経路を案内するなどする。
 - (2) 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく伝える。
 - (3) 目的の場所まで案内する場合は、障害者の歩行速度に合わせて歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて障害者の希望を聞くなどする。
 - (4) 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合は、会場の座席位置を扉付近にする。
 - (5) 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申し出があったものの別室の確保が困難であった場合は、事情を説明し、近くの長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設ける。

- (6) 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。
 - (7) その他、障害者からの要請に応じて、物理的環境の改善について配慮する。
- 2 意思疎通に配慮する。具体例としては、次に示すとおり。
- (1) 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字、要約筆記等のコミュニケーション手段を用いる。
 - (2) ホームページなどで情報発信する場合は、音声読み上げソフトや点訳等に対応できるよう、テキスト形式等での提供や、動画に字幕を付すなどアクセシビリティに配慮する。
 - (3) 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。書類へ記入を依頼するときは、記入方法等を本人の目の前で示す、分かりやすい言葉で伝える、本人の依頼がある場合は代読や代筆の配慮を行う。
 - (4) 比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに具体的に説明する。
 - (5) 障害者から申し出があったときは、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、必要に応じて内容を記載したメモを渡す。
 - (6) その他、障害者からの要請に応じて、意思疎通の改善について配慮する。
- 3 必要に応じてルール・慣行を柔軟に変更する。具体例としては、次に示すとおり。
- (1) 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。
 - (2) 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。
 - (3) スクリーンや板書等がよく見えるよう、席順に関わらずスクリーン等に近い席を確保する。
 - (4) 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。
 - (5) 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張のため、不随意の発声等がある場合、当該障害者に説明の上、施設の状況に応じて別室を準備する。
 - (6) 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認める。
 - (7) その他、障害者からの要請に応じて、ルールや慣行等の柔軟な変更について配慮する。

以上